

**令和6年度第2回 静岡県環境影響評価審査会 会議録**

日 時	令和6年11月28日（木）午後1時30分から
場 所	静岡県庁別館8階第1会議室CD（静岡市葵区追手町9番6号）
出席者 職・氏名	<p><b>○委員</b>（敬称略、五十音順）10名 今泉文寿、岡田令子、岡村聖※、岸本年郎、小泉透（副会長）、竹内真一、坂東英代、東恵子、森下祐一、横田久里子※ ※Web参加</p> <p><b>○都市計画決定権者等</b> 静岡県 交通基盤部 都市局 都市計画課 浜松市 都市整備部 都市計画課 国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 計画課 株式会社 建設環境研究所</p> <p><b>○事務局（県側出席者）</b> 静岡県くらし・環境部 環境局 生活環境課長他</p>
会議内容	「（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書」 についての審議及び答申の調製
配布資料	<p>令和6年度第2回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員・都市計画決定権者等・事務局）配席図</p> <p>【資料1】第1回審査会における委員意見等に対する都市計画決定権者の見解</p> <p>【資料2】浜松市長意見に対する都市計画決定権者の見解</p> <p>【資料3】湖西市長意見に対する都市計画決定権者の見解</p> <p>【資料4】「（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書」に関する意見（答申）</p> <p>【資料5】答申案に対する委員の意見</p> <p>【資料6】（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書に係る意見</p> <p>【資料7】環境影響評価手続の流れ</p> <p>【参考1】審査会委員意見等に対する都市計画決定権者の見解</p> <p>【参考2】庁内関係課からの意見等に対する都市計画決定権者の見解</p> <p>【参考3】住民からの意見等に対する都市計画決定権者の見解</p> <p>【参考4】配慮書についての静岡県知事からの意見と都市計画決定権者の見解</p>

【参考5】配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

< 関連図書等 >

- ・ (仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間) 環境影響評価方法書
- ・ 環境影響評価法・施行令、発電所アセス省令
- ・ 静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針
- ・ 道路環境影響評価の技術手法

## 1 開会

**(事務局)** ただいまから、令和6年度第2回静岡県環境影響評価審査会を開催いたします。

まず、本日の会議の成立要件を確認させていただきます。本日は、Webを含め10名の委員の皆様にご出席いただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数の出席と本審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

資料を確認させてください。クリップ留めしてございます次第と資料1から資料7までと、ホッチキス留めしてあります同じく参考資料1から5までございます。御確認ください。御紹介させていただきました資料の他に紙ファイルを用意してございます。関連図書といたしまして、水色のファイルが例規集、灰色とピンク色のファイルが道路環境影響評価の技術手法が綴じてあるファイルになっております。

審査会の前に事務局からお願いがございます。本日は、一部の委員がWebでの御参加となっておりますので、円滑な審議を行うため、発言者は発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、会議の途中で音声の調整をお願いする場合もございますので、その際は御協力をお願いいたします。

次第の2審議に移ります。本日は「(仮称) 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書」について2回目の御審議をいただきます。前回の審査会で出た意見に対する都市計画決定権者の見解について、都市計画決定権者の説明を受けた後、質疑応答を行います。その後、10分間の休憩を挟んで、答申の調製を行います。

本日は、会長が所用により御欠席ですので、静岡県環境影響評価条例施行規則第44条第4項の規定により、副会長にその職務を代理していただきます。

副会長に審議の進行をお願いいたします。

## 2 審議

**(副会長)** 本日、議事を進行させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、都市計画決定権者から、アセス審査会委員、浜松市長、湖西市長からの意見に対する都市計画決定権者の見解について御説明をお願いします。資料の1～3を使って説明をお願いします。本日は答申案の調製作業が入りますので、説明時間は20分ほどに収まるように、代表的な箇所を抜粋して御説明ください。それではお願いします。

**(都市計画決定権者等)** 都市計画決定権者の見解ということですが、静岡県が都市計画決定権者でございますので、本来であれば、静岡県から見解の御説明をするところですが、私ども（国土交通省浜松河川国道事務所）で環境の調査を担当しておりますので、代理で回答させていただきたいと思っております。できるだけ議事進行の妨げとならないようテンポよく説明させていただきたいと思っております。

資料1を御覧ください。右の欄に都市計画決定権者の見解ということを書いてございます。こちらに準備書で対応するといったような簡単な対応のところは、今回は御説明を割愛させていただきたいと思えます。委員の先生からいただいた御意見を、そのまま対応するという意味でございませう。

それでは、左のナンバーの15番を御覧ください。白抜きで書いてある15の、枝でいきますと2です。植生が変化したことが考えられるとありますが、単に植生図の精度の問題の可能性がありませう。ハッチョウトンボ及びその生息環境の植生について、細心の注意を払って重点的に調査してございませうという御意見いただきました。

ここでは、現地調査においてハッチョウトンボ及びその生息環境の現況の植生について、留意して調査してまいります。

22番枝番2、分布を把握するために調査方法が記載されていませうが、哺乳類のことしか書いてない、動物の移動が懸念されていませうものは、哺乳類だけではなく鳥類、他の脊椎動物、非脊椎動物もありませう、いろいろな状況によって移動する種が多いので、調査をしっかりするようにという御意見をいただいております。回答としまして、既存文献や専門家の助言を踏まえつつ、哺乳類以外の動物の移動阻害についても検討いたします。

次、27の枝番2と3、御意見の中で後段です。猛禽類や一般鳥類調査の秋の調査などの中で気を付けて確認していただきたい。気を付けて確認するといふのは、猛禽類、一般鳥類が移動するタカの渡り。これは後に出て来るのですが、タカの渡りの重要なコースに位置する可能性が高いといふことで、渡りについても秋の調査の中で気を付けて確認していただきたいという御意見です。もし明らかに渡りのルートの上にあることがわかれば準備書に記載してございませう。

右側の回答のところ、同じ回答書いてございませう。猛禽調査や一般鳥類の秋季調査の中で、タカの渡りに関するデータが得られた場合は、準備書に記載したいと思えます。

29の2、前回の審議の中でも御助言いただきました、ミゾゴイや■■■■の声の調査の録音機材の使用についてです。正しいデータを得るためには、録音機材を使用するのは最も効率的である。その中でアセスの調査で録音機材は普通に使われているものだと思えます。ぜひ録音機材を使っていたいただきたいと。

これについては次のページの29-3、録音機材を使った調査で効率化、調査精度が上がるのであれば、検討されるべきかと思えますという御指摘いただいております。回答でございませう。道路環境影響評価の技術手法に基づき、専門家の助言を受けながら、適切な手法を採用いたしますと記載してありますが、御助言いただきましたので、この録音機材を使った調査を取り入れるべく、専門家の助言を得ながら取り入れてまいりたいと思っております。

39-2の生態系ですが、注目種・群集の選定が適切ではない、特に昆虫については適切とは考えられないという御指摘をいただいております。この注目種・群集の選定に関しまして、専門家等の助言も踏まえつつ、適切な注目種・群集の選定となるよう検討してまいりたいと思えます。

さらに40-2です。これも注目種・群集のことです。同様の意見をいただいております。この注目種・群集の選定に関して、専門家から助言をいただきながら、適切に選定できるように検討してまいりたいと思っております。

41-2、道路環境影響評価の技術手法に基づいて、環境DNA調査の実施は予定がないということですが、環境DNA調査は非常に効率よく情報を得られるので、専門家の御意見をいただきながら、ぜひ取り入れることを検討してくださいという御意見につきましては、環境DNA調査は非常に効率がよいという御指摘もいただいておりますので、積極的に取り入れることを考えてまいりたいと思っております。

54-2、すでにオーソライズされた原案があるのであれば、最低限この配慮書の審議の段階でそのことをお伝えいただくのが最低限必要だ、もしくは原案だけ示していただく方が有意義な議論が可能である、事業者の見解を読む限り、そのような認識がないので改めて指摘いただいたということでございます。前回の審査会の際にも御指摘をいただいております。

今回、繰り返しかも知れませんが、まだ事業の上流の段階で御審議いただいておりますのでございまして、これが配慮書の段階の御指摘であると認識はしておりますが、現段階でもまだ、具体的なルートというのをお示ししてございません。実際に具体的なルートというのはまだ決まっておらず、まさに設計検討している最中でございます。これをまた準備書の中で、具体的なルートについて環境の観点から御審議いただくという認識をしております。ただ、その中でオーソライズされた原案があるのであれば、きちっと示すべきではなかったかという御指摘、真摯に受け止めたいと思っております。

引き続き55番です。地下水と水環境について調査は月に1回1年以上実施と書かれていますが、これは晴天時を対象とした調査なのでしょうか。

引き続き56番も同じ内容ですが、降雨に伴い、何らかの濁水が発生する可能性があるかと思っておりますので、降雨に関しても調査を実施していただければと思いますという御意見をいただきました。回答でございます。降雨に伴い何らかの濁水が発生する可能性を踏まえ、降雨時の調査を検討してまいりたいと思っております。

引き続き59番です。爬虫類や両生類は冬眠をするので、冬の調査をしても見つけられないという実態はあるのですが、種によってどういうところで冬眠をするのか、移動範囲がどれくらいかというものが、文献や有識者の助言によってわかるかと思っておりますという御指摘をいただいております。

回答です。先生の御意見を伺って、既存の文献や専門家の助言を踏まえつつ、哺乳類以外の動物の移動範囲についても検討してまいりたいと思っております。

60番、61番、62番に関してまいります。調査手法について、前回の審議の中で御意見をいただいた中で、それはやりませんか、そういった簡単に口頭で回答するのではなく検討していただきたい。フレキシブルに検討し調査していただきたい。

62番、実施する必要がないと判断された場合、その理由が不十分であれば、その次の準備書の段階の審査会で影響評価を実施してくださいという意見が出るかもしれません。そういった御意見をいただいております。

今回、先ほどの環境DNAですとか、録音調査といったところも御助言いただきまして、それらについても積極的に取り入れる方向で考えたいと思っております。その中で専門家の助言を踏まえて、適切に調査をしてまいりたいと考えております。

資料2、浜松市長の意見に対する見解でございます。市長からは全部で13件いただいております。3番目、地域住民に対する情報提供です。現地調査の段階で、地域住民、土地所有者及び関係団体に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うことといただいております。現地調査の実施に当たっては、丁寧な説明を行ってまいります。

10番、供用後の自動車の走行により、ロードキルの発生が懸念されることから、可能な範囲で情報を収集し、適切に調査、予測及び評価することと御意見をいただきました。右側を御覧ください。供用後の自動車の走行によるロードキルについては、可能な範囲で情報を収集し、適切に調査、予測を行います。

11番目、景観に関しまして、浜松市景観形成基本計画において、三ヶ日のみかん山や里山等の身近な自然環境や緑地景観を保全し、地域の魅力的な景観として活用するとしている三ヶ日地域が含まれていることから、工事中及び供用後の環境影響について適切に調査、予測及び評価を行い、これらの景観資源へ事業が及ぼす影響を回避又は低減するよう努めることという御意見いただきました。三ヶ日のみかん山等の景観資源については、工事中及び供用後の環境影響について適切に調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減するよう努めますという回答です。

さらに12番目、静岡県指定名勝の「大福寺庭園」や静岡県指定有形文化財「木造釈迦如来坐像」等を所蔵する華蔵寺、「玉洞寺のサザンカ」、「西山古墳」、「カモシカ」の生息域を含む、それから、「釣古墳群」、「日比沢城跡」など多数の埋蔵文化財包蔵地が存在することから、適切に調査、予測及び評価を行って、影響の回避又は低減措置を講じることという御意見いただきました。これらの文化財について、適切に調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減するよう努めます。

最後13番、廃棄物です。建設発生土を抑制するとともに、発生量を予測した上で、処理に係る工事中の環境影響を適切に予測及び評価することという御意見をいただきました。建設発生土を抑制するとともに、発生量を予測した上で、処理に係る工事中の環境影響を適切に調査、予測及び評価いたします。

続いて、資料3、湖西市長からの御意見です。湖西市長からは全部で14件御意見をいただいております。代表的なところを御説明したいと思います。

2番目、本市のルート上には自然公園、鳥獣保護区、重要湿地、希少な動物の生息地、天然記念物等が存在する、保育所、小学校、社会福祉施設等の環境保全について、配慮が特に必要な施設が存在することから、準備書においてはこれらについて、詳細に調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減することという御意見をいただきました。湖西市においても、これら挙げていただ

いた施設等について配慮し、準備書の中では適切に調査、予測及び評価を行って、環境影響を回避又は低減するように努めます

9番目を御覧ください。地下水の変化についての御意見です。浜名湖周辺湧水湿地群の一つである梅田北湿地は、事業実施に伴い湧水量減少が懸念される、梅田北湿地を湧水量の調査地点に加え、工事中の環境影響を適切に予測、評価を行うことという御意見をいただきました。回答右側です。浜名湖周辺湧水湿地群の1つである梅田北湿地については、専門家等の助言を受けながら、工事中の環境影響を適切に予測及び評価を行ってまいります。

11番です。抜粋してお読みいたします。美しい自然景観を有しており、名勝「浜名湖」として指定されている。多くの人々から親しまれていて、また、丘陵地におけるみかんの栽培の風景や、古代より信仰の対象となっている嵩山をはじめ、弓張山地からの眺望は人と自然とが触れ合う資源として活用していることから、準備書においては、これらの景観資源への事業が及ぼす影響を回避又は軽減することという御意見をいただきました。これらの景観資源等へ事業が及ぼす影響を回避又は低減するように努めます。

12番、文化財です。浜松市長の意見にもありましたけども、同様に文化財への影響を回避又は低減することという御意見をいただいております。回答も繰り返しになりますが、文化財への影響を回避又は低減するよう努めます。

13番、県の天然記念物であるトキワマンサクの北限群生地について、方法書の対応方針案では事業実施区域の中央部分に位置し、かつインターチェンジ設置検討位置にも含まれており、専門家等より回避すること、との助言を受けている。トキワマンサクの北限群生地の回避方法について慎重に調査、予測及び評価を行い、影響を回避することと御意見をいただいております。右側の回答です。トキワマンサクの北限群生地については、群生地を避けることを前提として道路計画を検討してまいります。それとともに、適切に調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減するように努めます。抜粋で御説明申し上げました。説明は以上でございます。

**(副会長)** はい。どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問があればお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

注目種、それから群集等について御指摘いただいて、専門家の助言を得てというような回答がありました。いかがでしょうか。

**(委員)** はい。元々計画書の記載にあったものについて、見直しをお願いしたいということを申し上げたところ、検討しますという回答を頂戴しましたので、よろしくお願ひしたいと存じます。その他いくつか細かいことを申し上げましたけれども、対応していただけると書いていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**(副会長)** はい。その他ございますか。新しい調査手法、環境DNA、録音装置というような御提案もいただいておりますが、いかがでしょうか。

**(委員)** 積極的に取り入れてくださるということなので、しっかり調査をして正確なデータを得て行っていただきたいと思います。

**(副会長)** いかがですか。

**(委員)** 今日、機材を使っただけというお返事をいただき、ありがとうございます。正しい調査結果が出るように期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

**(副会長)** 他、御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思いますけれども。Webで御参加の委員の方も、挙手ボタン等で合図いただければ御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御説明いただきました都市計画決定権者の見解についてに関する審議に関しましてはこれぐらいにしたいと思います。進行は事務局にいったんお返しいたします。

**(事務局)** 御審議ありがとうございました。都市計画決定権者の皆様にはここで退席いただきます。ありがとうございました。

ここで10分ほど休憩といたします。よろしくお願いいたします。

### 〈休憩〉

**(事務局)** 審議を再開いたします。引き続き、副会長に審議の進行をお願いいたします。

**(副会長)** それでは、次第3答申の調製について審議を始めたいと思います。

はじめに事務局から、アセス手続の流れについて、簡単に説明をお願いします。

**(事務局)** 今後の環境影響評価の流れについて、簡単に説明いたします。

本日の審査会で、これまでの審査会での議論や市長意見などを踏まえ、答申について審議をしていただきます。そして、知事は12月19日までに、都市計画決定権者に対して、環境の保全の見地から意見を送付します。

現在は、(資料7P2)上から2番目の方法書という段階です。方法書手続で述べられた知事意見などを勘案して、都市計画決定権者は調査、予測及び評価の手法を決定し、環境アセスメントを行います。方法書の次に環境アセスメントがございしますが、それが方法書の次のステップになります。そして、環境アセスメントの結果を踏まえて、都市計画決定権者は準備書を作成し、今回のように意見を聞くという手続がございします。

今回の方法書では、調査地点など具体が決まっていないということもあり、意見が述べにくいと思いますが、必要に応じて準備書の段階で、また意見をいただければと思います。簡単ですが以上になります。

**(副会長)** 確認という意味で、手順のフローを説明していただきました。何か御質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、なければ答申の調製に入りたいと思います。資料4～6を使って審議を進めて行きます。では、スクリーンに原案を共有いただけますでしょうか。

これから、文言について委員の皆様様の御意見をいただきたいと思いますが、まずページにこだわらず御意見箇所を御指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**(委員)** 記載していただいたものに、こちら側の発言した内容が盛り込まれておりますので、これ以上のことは特にございませぬ。

**(副会長)** ご意見なしということで、修正で十分だということでよろしいですか。

**(委員)** はい。よろしくお願ひいたします。

**(副会長)** ありがとうございます。

それでは、「はじめに」のところから、項目を区切って見てまいりましょうか。「はじめに」の部分を作成した経緯等につきましては、事務局から御説明いただきながら、その後、委員の皆様から御意見をいただくというふうに進めたいと思います。お願いします。

**(事務局)** 資料4が答申案になります。そして資料5が答申案について委員の皆様から事前にいただいた意見をまとめたものになります。そして画面に表示されておりますのは、資料4の答申案を、皆様からいただいた意見を基に修正案を示したものになります。赤字で見え消しになっているのが、皆様様の意見を反映した部分です。資料6に関しましては、皆様からの意見や市長、関係課からの意見を項目別に並び替えた資料になります。答申の調製にあたっては、この資料6を適宜参照していただくと、よりわかりやすいと思います。

では、「はじめに」について説明します。まず「はじめに」の1段落目につきましては、事業特性を記載いたしました。これは方法書のはじめ3-1の「事業の目的」の記載を参考にしました。

2段落目以降は、地域特性について記載いたしました。委員の皆様様の意見の中で言及された自然公園や、鳥獣保護区、貴重な動植物について触れました。景観、文化財等いただいた意見について言及した記載となっております。

最後に、こうした地域特性を踏まえて適切な環境影響評価を求めるという記載としました。また、資料5の1番のとおり御意見をいただきました。それを

踏まえ、赤字で見え消しになっていますが、「生息、生育するとされている」という記載を、「生息、生育する」としました。以上になります。

**(副会長)** ありがとうございます。文言の修正に関しましては、こういうふうな表現がいいのではないかとこのところまで、具体的に御指摘いただければと思っております。「はじめに」について御意見がありましたらいただきたいと思っております。

**(委員)** 事前の指摘がタイミング的にできなかつたのですけれども、これは修正要求ということではなくて確認ということになります。環境用語の中にはミティゲーションを考えるにあたって、回避、低減、最小化、代償という段階があるかと思っておりますけれども、先ほど来、影響を低減するという表現が多く使用されています。それはそれで大変結構かと思うのですが、世間一般でいうところの4段階の、今回、代償は実際の次の段階にならないと、生息地を脅かすというときの手法で、かつコストが非常に高くなるので無理なのですが。最小化という、最大限の低減と最小化の違いをここで、どういうニュアンスで利用されたかということを確認したいのですけれども。

**(副会長)** はい、わかりました。事務局よろしいですか。

**(事務局)** 御指摘があった御意見なのですけれども、最小化と最大限の使い分けというところで御質問をいただいたと思うのですが、方法書の段階では、最大限環境への影響の低減を図るところで、答申案をまとめております。今後、事業によって何らかの影響があるのであれば、移植とか代償措置になってくると思うのですけれども、方法書の段階では、まだ具体的に調査位置や調査範囲が示されておりませんので、最小限というところではなく、できる限りという意味合いで最大限という表現で、答申案を形成しております。

**(委員)** 最小化と最大限の低減の違いについて言及させていただいたわけで、今の回答は十分承知しておりますけれども、環境用語としても低減、回避、最小化というところですか。その辺との兼ね合いを指摘させていただきました。回答については一切問題ございません。

**(副会長)** 用語の使い方を気を付けてほしいということによろしいですか。今の一番最後の部分を除いて。

**(委員)** 要するに、環境の影響評価をしている中でのミティゲーションという考え方の中で、回避というのが一番環境にとってはいいという話なのですけれども、その次の段階として、低減、最小化とか代償とかあるわけで、ここでは低減にとどまらないということだけを確認させていただければいいと、こういうことでございます。

**(副会長)** はい、わかりました。事務局の方で御回答いただけますか。

**(事務局)** ここではできる限りという意味合いで使っておりますので、できる限り低減して、それでもうまくいかない場合は当然、代償措置とか代替措置が出てくると思っております。そういう意味合いでよろしいでしょうか。

**(副会長)** 用語を全部入れて欲しいということですか。最大限の意味を説明してほしいということではなくて。

**(委員)** 私の説明がよくないのかもしれませんが、低減という言葉だけに限定していないということだけを確認させていただければよいということです。先ほど来、最小限、最大限という話と最小化という話が、どうやら混同しているようですけれども、最小化というカテゴリーもあろうかと思っておりますので、それを排除するものではないということを確認させていただければ結構です。

**(事務局)** 事務局から補足ですけれども、方法書に対する答申案になりますので、用語としては、基本的には回避と低減という言葉、この段階ではよく使います。ただ、繰り返しになりますが、代償措置に関しては次の準備書以降の手続の中で、予測、評価した結果、これでは不十分だから代償措置を求めるという答申案になるケースがもちろんございます。

あと最小化なのですけれども、方法書の段階では、影響を最小にしてくださいという意見ではなくて、あくまでも手法、アセスのやり方の中でこういうやり方をしてください、あるいは何々に最大限配慮してくださいというようなことが、方法書の中の答申としては主なものになってくるかと思っておりますので、用語の事務局側の使い分けとしては、各段落の末尾の表現をできるだけ統一するようにして、答申案を調製してございますので、御理解いただければと思います。

**(委員)** はい、承知しました。

**(副会長)** その他、御意見ございますか。

なければ次、全般的事項について御説明をお願いします。

**(事務局)** 全般的事項について説明いたします。

「1 調査、予測及び評価の具体化等」について説明いたします。委員の皆様からの意見のとおり、今回の方法書は、調査方法等について具体的な記載がないものですから、「調査地域、地点、期間等を具体化し、準備書に記載すること」というように記載いたしました。また、環境影響の回避又は十分な低減が見込めない場合のルート位置及び道路構造の見直しについても、各委員もしくは市長から意見がございましたので記載いたしました。

「評価項目の追加」について説明をいたします。事業計画を具体的に検討する過程で、方法書で想定していない環境要素や、環境保全に配慮すべき事項等

が明らかになった場合に、必要に応じて調査項目を追加していただきたいという内容になります。

「最新の知見に基づく手法の採用」です。こちらは多くの委員の皆様から、具体的に最新の調査方法等について意見がございましたので、「道路事業において一般的に用いられる環境影響評価の技術手法にとらわれず、最新の科学的な知見に基づく手法の採用を検討すること」と記載いたしました。

最後に、「4 地域住民への情報提供」です。こちらは、浜松市、湖西市の両市から意見があったため記載いたしました。地域住民への情報提供は、非常に大事なこととなりますし、過去の答申でもこれについては触れているため記載いたしました。以上になります。

**(副会長)** ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました全般的事項について、委員の皆様から御意見ありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。原文のままでもよろしいでしょうか。

**(事務局)** よろしければ事務局から補足させていただきます。4「地域住民への情報提供」についてです。これは実際に両市長から意見も出ておりますので、それを踏まえております。最近、環境アセスメントの全般的な課題といたしまして、大規模な開発事業にあたって、スタートでの住民への説明が不十分なために、事業が着手されてから地元住民とのトラブルになるということが全国的に問題になっております。環境省の方でも、こうした事業がスタートする前に住民、地域の理解を得るということが、非常に大事だと認識をされていると、我々も感じておるところでございます。

本県におきましては令和2、3、4年度にかけて、函南町の大規模な太陽光発電計画の際に、やはりこういった課題がございました。毎年、静岡県から国への要望事項の中でもこうしたことを踏まえまして、国に対してアセスだけではなく、様々な許可手続の中で、事業がスタートする際に地域の方の御理解をいただくような、そういったことも何らかできないかという趣旨の要望もしているところがございます。事務局からの補足は以上です。

**(副会長)** ありがとうございます。この部分は市長さんからの意見も踏まえて作成したということですね。修正意見等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、個別事項について御説明をお願いします。

**(事務局)** はい。説明いたします。こちら個別事項、「大気質」です。資料6の3～4ページに意見をまとめていますので参照ください。

大気質に関しましては、周辺環境に関する意見が多数ございました。そこで、住居、教育施設、みかん畑等の周辺環境を意見の中で例示いたしました。「周辺環境を考慮した上で、調査、予測及び評価を行う」と記載いたしました。

「騒音・振動」について御説明いたします。同じく資料6の3～4ページに意見をまとめています。騒音・振動につきましては、委員から調査地点等についての意見がございましたので、調査地点の選定について記載いたしました。また、意見がございましたトンネルの出入り口やインターチェンジという具体的な記載も、参照して記載いたしました。

「水環境」です。水環境については、河川流量や地下水等について、委員から非常に多くの意見をいただきましたので、「(1) 水循環の特性を適切に踏まえた調査の実施」という項目を1つ作成いたしました。皆様の意見を勘案して、「水循環の特性を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を実施すること」のように記載いたしました。

また、調査地点の選定や観測期間についても意見がございましたので、こちら2段落目に記載いたしました。水環境に関しては資料6の5～6ページになります。

続きまして(2)の「水質」です。水質については、天候を考慮するようという意見がございましたので、それを踏まえて記載いたしました。3ページ目については以上になります。

**(副会長)** 4ページ目の土地の安定性までお願いします。

**(事務局)** では、4ページ目の「土地の安定性」について説明します。こちらは資料6の7ページに記載してございます。土地の安定性については、方法書では評価項目に選定をされていませんでした。しかし、災害リスクについて留意するようという意見がございましたので、「土地の安定性に係る影響を低減するよう留意すること」と記載いたしました。

また、資料5の2番のとおり、記載について意見をいただきましたので、それを踏まえまして「土地の安定性については、方法書で評価項目に選定されていないが、静岡県環境影響評価技術指針では、基本的な評価項目として定められている」と、土地の安定性の項目の重要性を強調する文章といたしました。

また、「地形や地質を踏まえて、詳細なルート検討や盛土等の道路構造の具体化を図るとともに、関係機関と調整し、土地の安定性に係る影響を低減するよう留意すること」のように、地形や地質を踏まえることの重要性を強調する文章といたしました。以上になります。

**(副会長)** ありがとうございます。それでは、1番から4番の項目に関して御説明いただきましたので、どの部分でも構いませんので、御意見ありましたらいただきたいと思えます。

**(委員)** 私もコメントさせていただいたわけですがけれども、この環境アセス法には、土地の安定性という項目はないわけですがけれども、条例の技術指針にある土地の安定性という項目は、重要な役割があると思いますので、そのことを少し強調するような形で書いてはどうでしょうかというコメントをしました。

この改訂された文章で「てにをは」はまだ検討していないですけど、これではよろしいのではないかなと私は思います。

**(副会長)** ありがとうございます。

その他、修正意見ございましたら、お願いしたいと思います。水質、水の濁りに関しては、特に意見はないと最初に御説明いただきましたけど、このような表現でよろしいでしょうか。

**(委員)** 降雨の調査をしていただけると読み取れますので、これで問題ないかと思っております。

**(副会長)** ありがとうございます。それでは、他、修正意見等なければ。

**(委員)** 今回の答申案について、私が以前質問させていただいたことも、水環境、土地の安定性に盛り込んでいただきまして、内容としてはこれでよろしいかと思えます。

すごく細かいことなのですけど、水循環の(1)の3行目の「河川の流量及び地下水に影響を及ぼすおそれがある」というところなのですが、河川は流量を指していて、地下水は何に影響を及ぼすのかというところが明確ではないのかなと思ひまして、意見を見ると、主に地下水位のことをこれは指しているのかなと感じたので、地下水位とっていいのではないかと思ったのですが。もし地下水位だけではなくて、地下水の水質も含めたコメント等が、私が見逃しているものがあるようでしたら、「位」は付けなくてもいいと思うのですが。

**(副会長)** ありがとうございます。確かに水位だったような記憶があります。事務局いかがですか。水質ではなく水位だったような気がするのですけれど。

**(事務局)** はい。今確認いたしましたところ、確かに地下水位と記載してございます。ありがとうございます。

**(副会長)** 「水位」ということで修正をお願いします。

その他、御意見ありましたらお願いしたいと思いますが、なければこれでよろしいでしょうか。また最後に全体を見回して御意見をいただきたいと思ひます。

では、5「動物」から7「生態系」まで説明をお願いします。

**(事務局)** では、5～7について説明をさせていただきます。資料6では8ページから14ページになります。

まず「動物」について説明をさせていただきます。動物の移動について、鳥の渡りや遺伝子交流への影響、哺乳類以外の移動や季節的な移動への影響につ

いての意見がございました。その他にも多くの意見がございましたので、「(1) 動物の移動」として項目を1つ作り、意見を反映いたしました。

「(2) 調査に係る検討」になります。動物の環境 DNA や録音機材など、具体的な調査方法について多くの意見がございましたので、記載いたしました。また、動物の調査対象種や調査時期等について、非常に多くの具体的な意見をいただきましたので、そちらについても記載いたしました。

最後に、調査に伴いサンプルを採取した場合には、標本化して公共機関に提供する等、自然史情報の保存について意見がございましたので記載いたしました。

また、動物の項目に関しましては、資料5の3、4、5のとおり意見をいただきましたので、見え消しで修正しています。「(1) 動物の移動」に関しましては、最後の文章ですが、「このことから、事業により重要な動物の生息地が消失又は縮小する範囲を明らかにした上で、動物の生息地が保全されるよう影響を回避又は低減すること」という文章に修正いたしました。

また、2段落目に関しましては、「鳥類の渡り」の前に、「サシバ等の猛禽類をはじめとした鳥類の渡り」という文章に修正をさせていただきました。

また、「(2) 調査に係る検討」に関しましては、最新の科学的な知見に基づく手法に関する文章を一番前に持ってきました。そのため、最初の文章が、「動物の調査に当たっては、環境 DNA や録音機材を用いた調査等の最新の科学的な知見に基づく手法の採用を検討すること」といった記載となっております。

6の「植物」について説明いたします。植物につきましては、トキワマンサクの北限群生地の影響の回避について意見がございましたので、トキワマンサクについて記載いたしました。これに関しては、資料5の6番のとおり意見がございまして、事務局で検討しまして、生態系に入れさせていただきました。次に、「生態系」について御説明いたします。

地域の注目種・群集について多くの意見をいただいたので、生態系の中で「(1) 地域の注目種・群集」として1つの項目を作成して記載いたしました。その中で、「保全上重要な湿地性の種を考慮した上で」という文章を記載いたしました。

そして「(2) 水循環等を考慮した調査、予測及び評価の手法」ですが、水循環に関しては、3の「水環境」で述べたところですが、今回7の「生態系」の項目では、水循環の変化が生態系に影響を及ぼすおそれがあるという視点から、記載いたしました。

説明は以上になります。

**(副会長)** ありがとうございます。動物から生態系の(2)まで、答申案に関して御意見をいただき、また、方法書についても随分たくさんの御意見をいただいた部分ですが、文言と基本的な考え方と、御意見ありましたらいただきたいと思えます。いかがですか。

**(委員)** 私が指摘したのは、保全上重要な湿地性の種が、植物のところに入っていました。トキワマンサクの北限群生地や保全上重要な湿地性の種と。ただ、それを生態系のところに持って来ていただいたのは、動物でも湿地性のものがあり得るということを考えてのことだと思っております。

一方で生態系の調査となると割と漠然としてしまって、生態系の調査というのは、特定のものをしっかり調べないといけないというのではなく、上位性とか典型性とか特殊性とかを調べてみましょうというお題目だけがあってというところなので、どっちがいいか難しいところだなと思っておりますけれども、他の先生の御意見もいただければ。場合によっては、両方に入れるのもありかもしれないと思ったりもしているところですが。

**(副会長)** 事務局から説明をお願いします。

**(事務局)** 事務局から1点補足の説明ですが、元々の「6植物」ですが、意見の末尾が、「影響を回避し、具体的な措置を準備書に記載すること」ということで、ここだけ強い表現になっています。なぜかと言うと、トキワマンサクの北限群生地に影響を及ぼすおそれがあるから、トキワマンサクの北限群生地については絶対に影響を回避しなさいという強いトーンの見解を述べる必要があるだろうという、湖西市長や、審査会の中での委員の皆様の御意見を踏まえて、6の植物はトキワマンサクに光を当てて、影響を回避することという強いトーンで書いています。そのため、そういう意味で御意見をいただいたときに、植物のところに入れるのであれば、(1) トキワマンサク、(2) 何か別のタイトルを付けて、という入れ方もありますが、事務局案としては、生態系の方に入れさせていただいたという経緯がございます。

**(委員)** 強い措置になっていることを気付いてませんでした。低減がないですね。必ず回避せよと書いてあるということで、それは理解しましたので、そのところに一文付け加えてくれという最初の要望は、無理というか違うというのもわかりました。

私が申し上げたいのは、湿地性のもので重要なものがありそうだということを、どこかに書き込んでおきたいということですので、事務局案でも今のこの修正案でも問題ないかとは思いました。

**(委員)** 一方で、先ほどの湿地性の植物のことについては言及されているわけですが、この文言を見るとトキワマンサクだけを保護すればいいとか、そういうふうに着目した見方をされないのかなというところが少し不安なところもあります。例えば植物の愛好家とか、そういう方がぱっと見たときに、先ほど事務局が言われたいわゆる湿地性の植物で、そこをしっかりと入れていますよというところが伝わるかどうかを、皆さんで検討したいなというところもございます。

トキワマンサクの北限群生地等にと、はじめ思ったのですが、おっしやっただように、強調したいという部分は十分承知しますので、もう少し他の植物に焦点を当てるかどうかということをお検討賜ればと思います。

**(副会長)** はい、ありがとうございます。この件について御意見あればいただきたいと思いますが。湿地へのフォーカスの当て方ですね。植物のところでまた書きのようにして併記した方がいいのか、それとも生態系の「地域の注目種・群集」のところの最初に、湿地性の重要性を指摘した上で、専門家の助言というところにつなげていくか。いかがですか。

**(委員)** 難しいですね。本来は湿地性というものが、生態系とそこに含まれる動物、植物に関わってくるので。ただ、項目が3つに分かれてしまっているので、生態系の中に入れておくことで、この場所は湿地性のものが重要だということが読めるといえば読めるかも知れませんが。今の構図の中で、植物や動物の中に湿地性というのをうまく入れ込むのは、やりづらいかないものもあります。

それであれば冒頭のところに、例えばですけれども、冒頭の「はじめに」のところの2段落目に、豊かな自然環境を有しているというところに、浜名湖周辺湧水とかいうのを入れておいて、それに注意をしてもらうことがもうより上位というか、一番最初に書いてあるというふうにするのもありかなと思いました。

**(副会長)** ありがとうございます。まず植物の記述についてですが、これは事務局からトキワマンサクを前面に出して押して、強い口調で答申を作りたいということについてはよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

湿地の重要性というのをどこに盛り込むかですが、今のところ1つ、生態系のところに、もう少し注目を受けるような形で重要性が認識できるように取り込むか。それからもう1つ、「はじめに」のところ、この地域の重要性の1つとして、生物多様性の重要性の1つとして、湿地というのを記述してはどうかという意見がありました。要するに、この重要性が読んだ人に、重要だということが伝わるということが大事なので、どうしましょうか。

**(事務局)** もう1つある案としては、生態系が今(1)(2)の湿地の重要性の御意見、溶け込みという形で入っているのですが、もし湿地の重要性ということ強く打ち出すのであれば、括弧をもう1つ作って、そこで「湿地について配慮するように」という答申案にするやり方も、事務局としてはあるのかなと思いました。以上でございます。

**(副会長)** もう1つ、括弧番号の項目を3つにする。1つは湿地について触れるという御提案をいただきましたけれども、それだと「はじめに」のところに

も、少し湿地について触れておいた方がいいような気がします。このぐらいの文章でもいいかと思うのですが。いかがでしょうか。

何番目の項目に入れるかはさて置くとしても、もう1つ括弧で項目を独立させて作成してはいかがかと思いますが。いかがですか。

**(委員)** 検討いただいているのですけれど、単純な話としては、項目が立っていると、その項目の中に少しでもいいので入れておいた方がいいのかなという気がしています。例えば、動物の中の調査に係る検討のところ、湿地性のものについては特別に留意する、というのを入れるとか、植物のところでも1行でいいので、特に本地域には、湿地性のもので重要なものが見られる可能性があるので注意することぐらい、本当に1文でもいいから、項目ごとに入っている方が、少し離れたところに別項目で両方を包含するように書くよりは、動物においても、植物においても、生態系においても見ていただけるようになるかなど。しつこいかもしれませんが、それぐらい重要なことの1つかなという気もするのですが。

**(事務局)** わかりました。ただいま画面上に、動物と植物のところに改行して、事務局の方で文章を画面上で共有いたしますので、打ち込む間、お時間をいただければと思います。

**(委員)** その間に1点、感謝申し上げておきたいのは、「調査に伴いサンプルを採取した場合は、標本化して公共機関に提供するなど、自然史情報の保存に配慮すること」という1文を入れていただきました。これなかなか重要なことでありつつ、意見として提出することが少ないと思いますので、ある意味画期的かなと思いますので、ありがとうございますと申し上げておきますし、私ども県立のミュージアムですので、なるべくそれについてうまくできるように、努力したいと思います。

**(副会長)** とても重要な視点だと思います。標本化という言葉はどうか。「標本として」とか。この辺はこれで構いませんか。

**(委員)** いいとは思いますが。

**(副会長)** 文言の部分は、標本に関してはこのままとさせていただきます。

それでは、今事務局の方で案文は作っていただいているのですが、この動物と植物の項目に湿地に関わる部分を盛り込んだ場合、生態系の(1)に「保全上重要な」という文言が入っているのですが、これはどういたしましょうか。このまま残して再度改めて指摘するというのもありですし、動物、植物の方で書いてあるので、ここは削除してもいいのではとも思われますが、御意見いかがでしょうか。

**(委員)** 元の計画書の案でも、生態系の注目すべきものの中に湿地性の種を、森林というカテゴリの中で挙げると書いてありました。わかっていらっしゃると思いますが。生態系の場合は種と言うよりはむしろ、動物と植物のところで種については配慮しているということですので、上位性、典型性、特殊性の視点から湿地の生態系と書いた方が、保全上重要な種ではなくて、保全上重要な種については、動物の項目、植物の項目で見るので、生態系は生態系としてということで湿地という言葉。「保全上重要な種」ではなく、「湿地生態系」で。「保全上重要な」も結構だと思います。「湿地生態系」でいいと思います。それだけ入れておいていただければ。

**(副会長)** 項目も生態系になっていますので、特段、種というのは外して、生態系というふうに。

**(委員)** 「湿地生態系を考慮した上で」ということでよろしいかと思います。ありがとうございます。

**(事務局)** 1回読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。7の生態系「(1) 地域の注目種・群集」について読み上げさせていただきます。

「地域の注目種・群集については、専門家からの助言を踏まえて、上位性、典型性、特殊性の視点から、湿地生態系を考慮した上で、方法書における抽出方法」、これは見直した上でよろしいでしょうか。もとの文章が今、「見直した上で」にしておりますので、修正したものは、「見直し、その具体的な検討過程や経緯を準備書に記載すること」としております。

**(副会長)** 「考慮した上で」となっていますので、「見直し」でいいような気がします。ありがとうございます。では、生態系の部分については、これで。

**(委員)** 直していただいて良いと思うのですが、これだと湿地の生態系のことだけになってしまったように思えまして、そこに限定しないのでは。

**(委員)** 「特に」と入れます。

**(委員)** いいですね。いいと思います。

**(事務局)** 「特に湿地生態系を考慮した上で」。

**(副会長)** 「特に」が入っているので「を」かな。

**(事務局)** これでよろしいでしょうか。

**(副会長)** はい。

**(事務局)** 今、植物の方で、簡単な1文ということで入れてみましたのが、最後に、「また、保全上重要な湿地性の種について特に留意すること」という1文を入れてみました。

**(副会長)** 動物の方も同じ文章が入るということですね。

**(事務局)** 動物は、入れるとすると(2)の「調査に係る検討」のところで、いただいた意見を踏まえまして、「動物の調査に当たっては、DNA調査等の採用を検討すること」。次に、「専門家や関係者の助言を踏まえて、必要に応じ第二種特定鳥獣管理計画等を参考にし、対象種の追加、調査の地点及び時期を検討し実施すること。また、保全上重要な湿地性の種について特に留意すること。なお、調査に伴いサンプルを採取した場合には、標本化して公共機関に提供するなど、自然史情報の保存に配慮すること」という文案でいかがでしょうか。

**(委員)** ありがとうございます。よろしいかと思えます。文章としておかしくなければ、皆さんもおかしく感じなければよろしいかと思えます。

**(事務局)** 「てにをは」レベルの修正は、またこの審査会の後で、事務局の方で会長、副会長と確認をさせていただきますので、その辺りは御容赦いただければと思います。

**(副会長)** それからもう一つ、スクロールアップしていただけますか。読み上げていただいた方がいいかな。

**(事務局)** お手元の紙の資料とは別に、資料5を踏まえて修文したものが画面に表示されております。読み上げます。

「5 動物(1) 動物の移動 事業実施区域は、松見ヶ浦の水域を含む4つの鳥獣保護区を横断するように計画されているため、事業実施区域及びその周辺に生息する全ての動物について、行動の縮小に伴い遺伝子交流が妨げられ、種の存続に影響を及ぼすおそれがある。このことから、事業により重要な動物の生息地が消失又は縮小する範囲を明らかにした上で、動物の生息地が保全されるよう、影響を回避又は低減すること。動物の移動については、冬眠及び越冬等に伴う爬虫類等の移動範囲のほか、季節により移動する動物の生息地、サシバ等の猛禽類をはじめとした鳥類の渡り等も考慮した上で、専門家の助言を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。」以上になります。

**(委員)** お願いした文言を入れていただくと、事業により重要な動物の生息地が消失するのところの4行ぐらいなのですけども、それをこの真ん中に入れると、動物の移動の話が上と下に分かれてしまって、下もまだ書いてあるのでおかしいかなと思えます。

実はこの文章を入れていただいたのは、動物の中で移動のことにすごく焦点が当たっているのですけれど、その前にこの事業によって、主に森林かとは思

いますが、動物の生息地がどの程度なくなるのかということが見えてきてないということがあって、移動だけ気を付ければいいのかみたいな話になってしまいそうな気がして。まず重要な動物の生息地がなくなってしまう可能性があるんですよ。そこのところをきちんと回避して、低減できるように調査してくださいということをお伝えしたかったので、項目が動物の移動なので、ここの中に書くのは無理なのかもしれないですけど、別立てにするのか。でも動物だけすごく項目が多くなってしまうので、どこか移動の話の下に書くのか上に書くのかわからないですけど、書く位置を変えていただく方がいいかなと思います。

**(副会長)** 上でいかがですか。「4つの鳥獣保護区を横断するように計画されているため」の後に、分断、縮小というようなことに対する懸念を表明するというのはどうでしょうか。その後に移動というキーワードでつなげていただくといいかな。

もし具体的に、ここに入れてほしいという提案がありましたらお話しいただけますでしょうか。

**(委員)** おっしゃっているのは、要は動物の生息地自体が消失、縮小することと、移動の制限により影響を受けることというのは、分けて書いた方がいいだろうということもあります。動物の移動というのを、例えば生息地の消失、縮小や移動の制限みたいにちょっと長いですけど書いてしまっただけで、うまくその2つを両方書くようにできればどうでしょうかと思ったのですけれど。

**(副会長)** そうですね。最初のタイトルが移動になっていますね。

**(委員)** 消失、縮小や移動の制限ですか。動物とあるのはたぶんいらなくて、「生息地の消失、縮小や移動の制限」というタイトルにして、両方のことをうまく書いてしまえばいいかなという気がしました。

**(副会長)** 少し長くなるので、動物の生息地と移動として、見出しの縮小と制限というのを取って、「動物の生息地と移動」という見出しにしてはどうでしょうか。

**(事務局)** タイトルは「動物の生息地と移動」にしました。「事業実施区域は、松見ヶ浦の水域を含む4つの鳥獣保護区を横断するように計画されているため、事業により重要な動物の生息地が消失又は縮小する」。続きまして、「加えて事業実施区域及びその周辺に生息する全ての動物について、行動の縮小に伴い遺伝子交流が妨げられ、種の存続に影響を及ぼすおそれがある。このことから、事業により重要な動物の生息地が消失又は縮小する範囲を明らかにした上で、動物の生息地が保全されるよう影響を回避又は低減すること」。あとは動物について続きまして、「サシバ等の猛禽類をはじめとした」というところを今修正しています。

**(副会長)** 読み上げていただきましたけれども、いかがでしょうか。

では、特に御意見がなければ、後でもう一度戻って御意見いただいても構いませんけれども、事業により重要な動物の生息地が消失又は縮小する、「おそれがある」と書くのが普通かな。どうですか。「する」と断言しますか。多くの項目で「おそれがある」と使っていますけど、どうでしょうか。

**(事務局)** 今までの知事意見では、何々する「おそれがあることから」という表現で、慣例的に調製してきていますので、副会長が言われるとおりの、「おそれがある」で、「加えて」、「おそれがある。このことから」でつながるのではないかと思います。

**(副会長)** それでは、動物の部分に関しては、修文をひとまずこのぐらいにさせていただいて、時間の関係もありますので残っている項目について、事務局から説明をお願いしたいと思います。「8景観」から説明をお願いします。

**(事務局)** 「8景観」につきましては、資料6の15ページに意見等がまとめてございます。景観についても多くの意見をいただきまして、「道路構造物が周辺の景観と調和するように配慮すること」という記載に関して、委員の意見をもとに記載いたしました。

9の「文化財」について御説明いたします。資料6の16～17ページになります。文化財については、文化財が新たに発見される可能性について、委員のほか市長から意見がございましたので、記載いたしました。

また、記載について御意見がございましたので、最後の文章は、「このため、関係者への丁寧なヒアリング等を行い、新たに文化財が発見された場合には、文化財保護法等の関係法に従って適切に保全を図ること」といった記載にしております。

10の「人と自然との触れ合いの活動の場」につきましては、「利用者の多い時期を選定した上で、調査、予測及び評価を実施すること」と記載いたしました。

「廃棄物等」について御説明いたします。資料6の18ページから20ページになります。廃棄物ですが、建設発生土について市長や関係課から意見がございました。そこで、発生量の削減と再利用について意見がございましたので、その2点について触れるように記載いたしました。

また、資料5の8番のとおり意見をいただきました。そこで2段落目は、「また、やむを得ず発生する建設発生土については、発生土置き場を確保し要対策土の有無を確認した上で、可能な限り再利用を図る等、適正な処理を行うこと」、という文章に修正いたしました。

12「日照障害」です。住宅地、農地、林地など周辺環境についての意見が多数ございましたので、それらについて言及するように記載いたしました。また、「最新の土地利用及び地形の状況を的確に把握した上で、調査、予測及び評価を実施すること」という記載は湖西市の意見をもとにしました。以上になります。

**(副会長)** どうもありがとうございます。それでは、景観のところから入っていきたいと思いますが、委員お願いします。

**(委員)** 景観についてです。1段落目、景観資源のところまではよろしいかと思えます。その次からの文章である、「このため、専門家や関係者」とあり、何に対して専門家や関係者の助言を踏まえてということの内容が明確に明記された方がよろしいのではないかと思えますので、「このため、道路建設ルート及び道路構造物等は、専門家や関係者の助言を踏まえて、周辺景観への影響の回避又は低減により調和を図ること」と表現してはいかがでしょうか。

**(副会長)** 今の発言を起こしてありますね。いかがでしょうか。今御指摘いただいたように文章は修文されていますでしょうか。

「周辺景観への影響を回避」、そうすると「低減を図るとともに」のつながりがおかしいですね。「を図り」ですかね。

**(委員)** 「図り、調和を図ること」。

**(副会長)** 今の聞こえましたでしょうか。

**(委員)** 最後、「配慮する」で終わっていますけれど、配慮という文言より、景観の場合は、環境を創り上げていくことになりますので、その内容を明確に表現した方がよろしいのかと思えます。

**(副会長)** 「調和を図ること」で。

**(委員)** はい、その通りです。

**(副会長)** 「ともに」の2行は削除していいでしょうか。

**(委員)** はい。「ともに」は削除です。どうでしょうか。

**(副会長)** 読み上げていただけますか。景観。

**(事務局)** 読み上げさせていただきます。「事業実施区域及びその周辺は、名勝「浜名湖」をはじめとした美しい自然景観を有するとともに、歴史的風致による文化的景観が色濃く残る地域であり景観資源になっている。このため、道路建設ルート及び道路構造物等の検討に当たっては、専門家や関係者の助言を踏まえて、周辺景観への影響を回避又は低減を図り、調和を図ること。」

**(副会長)** いかがでしょうか。御異論なければ、それではこの部分この文言にさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。それでは、文化財、以下9、10、11まで、修文の御提案がありましたらいただきたいと思います。

ひとまず事務局で作成いただいた答申案について、全体を通して修文を行いますけど、もう一度、最初に戻ってこの部分はこういうふうに直してほしい、見直しの部分がありましたら御意見いただけますでしょうか。

この修文した答申案は、今手元にあるのとだいぶ違ってきていますけど。もう一度委員に見え消しのものを配布して、改めて意見をいただくようなことになりますか。

**(事務局)** 今回の答申案の作成は1年ぶり以上になります。これまでは会長と最後の「てにをは」などの文章を確認しまして、できたものを最終的に委員の皆様へ送って確認していただくという方法を取っていました。答申案の調整は今まで時間が押していたのですが、今回、会長と副会長から答申案の意見を事前にもらっていたので、ある程度こちらの方でも作業ができ、4時終了目途にしているところ、まだ時間が30分以上あります。ここでもう1回確認していただくか、今までどおり会長と確認したものを、委員の皆様へ送って見ていただく方法と、両方あります。

**(事務局)** 事務局からスケジュール的なことの御説明をさせていただければと思います。今日、説明の中で県知事意見の提出、こちらが12月19日が、意見概要書を受け取ってから90日の期限になっております。審査会としての答申案を県にいただきまして、我々が知事まで、その答申案に基づく知事意見の協議を行って、それを19日までに事業者に提出するというスケジュールの都合上、大きな修正というのは難しく、基本的には今回の審査会の中で御意見を反映させていただきたいと思います。これまでもこの審査会の御議論いただいて閉会した後は、会長、副会長と事務局の方で微修正レベルのものだけさせていただいて、審査会の答申として県に提出いただくということで行ってまいりました。御説明したように大きな修正の意見といたしましては、今日この場の残った時間でいただければ、事務局としては非常に幸いです。

**(副会長)** はい、わかりました。それでは、まだもう少し時間がありますので、細かい文言の修正は会長、副会長、事務局で修正作業をして、会長、副会長の方に御一任いただくということで進めさせていただきたいと思いますが、この部分言い忘れた、ここは問題だったというようなところがありましたら、再度御指摘いただけますでしょうか。「はじめに」の部分にもう1回戻って、12番まで通して御意見がありましたらいただきたいと思いますが。

**(委員)** 通常こういうのは、はじめに書かれていることと、各論的な2ページ以降の全般的意見というのは、ある程度整合性というか対比があるような、そんな観点からもう1回見直すと、「三ヶ日みかん」が抜けているような気がします。これは確か県からも、農業系からも御指摘があったかと思うのですが、唯一その意味から言うと12番が多少、日照障害に特化して今論述され

ているのですが、私も現場でもお話しさせていただいたように、長い盛土ができるということで、農地への通気の問題とか、冷気が停滞するようなことは実際懸念しております。

しかし、これはそういうのが前例にもなくて、その辺なかなか記述できないようなところの苦しさを、国交省の方からも感じているところではあるのですが、ここ日照だけでいいのかというのは気になったところではあります。

**(副会長)** はい、ありがとうございます。確かに農業部局からも、この三ヶ日みかんに関しては意見が出されていたと思いますが、事務局から説明をお願いします。

**(事務局)** ありがとうございます。我々も三ヶ日みかんへの配慮がなかなか、事業者の方が難しいということ、この審査会の中でも発言していたのは承知の上で、3ページ個別事項1番の大気質のところ、まず1行目に、地域特性の説明として、「みかん畑等の農地が広がっている」という言葉を入れしました。そのみかん畑等の農地が広がっているということも含めた周辺環境を考慮した上で、調査、予測及び評価を実施することという立て付けになっています。

また、委員が御指摘された盛土構造ができることによる通気などの問題を、「その結果、必要に応じて道路構造の見直しや通気処理等による保全措置を検討し」ということで、日照だけではなくて、大気質が三ヶ日みかん等に及ぼす影響についても考慮を求めるため、この大気質のところ言葉を入れて、事業者に配慮を求めています。

**(副会長)** という配慮があるということなのですが、いかがでしょうか。

**(委員)** 趣旨は理解しました。あとは1番の大気質はエアポリューション的な表現なのか、それとも大気環境という形で、もう少し全般的なことを網羅する表現にしたらいいかということかと思われま。

**(副会長)** はい。ここは環境という理解で記述を進めていただく方がよいとお考えでしょうか。

**(委員)** そうです。

**(副会長)** はい。それから、さっき湿地のところ出てきたように、みかん畑等ではなくて三ヶ日みかんとして、具体的に名称を入れて注意を喚起するという方法もあるかと思いますが。「はじめに」のところには三ヶ日みかんとして、ブランド名が出ています。ですから大気質のところも三ヶ日みかん畑等というのではなくて、「三ヶ日みかんの農地が広がっており」という言い方もあるとは思っています。

**(事務局)** ここを「三ヶ日みかん」ではなくて「みかん畑等」とした趣旨は、方法書の8-28ページに、みかん畑の範囲が示されております。事業者が示してきたみかん畑が事業区域とだいぶ重なっていることが書かれています。

内部で検討したときに、ブランド名を出すかどうかは課題になりまして、環境影響評価の考え方から、周辺環境というところで、「みかん畑」という表現に答申案はさせていただいております。

**(副会長)** はい。

**(委員)** 資料を見ていたら、資料6の15ページに浜松市長意見があるのですが、そこでは「浜松市の景観形成基本計画において、三ヶ日のみかん山や里山等の身近な自然環境や緑地景観を保全し」と書いてあるので、この言葉を使っても大丈夫なのかなと思いましたが。

**(副会長)** 11番ですか。

**(委員)** 資料6の15ページの103に浜松市長意見が書いてあるのですが、その中に「三ヶ日のみかん山や里山等の」というのが、浜松市の景観形成基本計画の中では言われているようなので、その用語は使えるのかなと思います。

**(事務局)** 景観の意見として、この意見は出てきておりますので、入れるのであれば景観に係るみかん山等になると考えました。では、大気質の「みかん畑」の前に「三ヶ日みかん」とし、「大気質」を「大気環境」に変えて、「三ヶ日のみかん山等の農地が広がっていることから」としたいです。

**(副会長)** いかがですか。

**(委員)** 山だと大きいので。三ヶ日みかん畑等では駄目なのですか。

**(副会長)** 三ヶ日みかんというブランド名を出すのにためらいがあるのでしたら、農地関係のところからは、「県内有数のみかんを代表する産地である」という表現もあると思いますが。

**(委員)** 1つ懸念するのは、三ヶ日でないところの湖西でも、たぶんここに出ていない規模のみかんを作っていると思います。名称として最初に出てくるのはいいと思うのですが、ここでは、大気環境の一般的な話としてはブランド名はなくてもいいのではないのでしょうか。気にされる方はいないかもしれませんが。湖西の農家さんを見ると悲しいかもしれないと思いました。

**(副会長)** 何か御提案ありますか。

**(委員)** 意見出てます。

**(副会長)** はい。私は資料6の最後のページ20ページの132にある農業振興課の表現が、そういう意味でいくと穏当かな。「県内のみかんを代表する産地」というような言い方が穏当かなと思いますが。いかがでしょうか。

**(委員)** もう1つみかん畑と、先ほど御指摘いただいた浜松市長意見の中では、景観の中にみかん畑と里山景観が入っているので、景観のところにも入れておくことができればよいのかと思いました。

**(副会長)** 先ほど景観資源うんぬんという表現で入って来なかったですか。

**(委員)** 言葉としては。

**(委員)** 文化的景観ということで集約されていますので、あえて具体的な表現はしませんでした。

**(委員)** はい。おっしゃるとおりなのですが、そこに入れるのも一案かなと思った次第だということですね。

**(副会長)** いかがですか。

**(委員)** 今申し上げたとおりです。浜名湖が自然景観であったり、歴史的なというようなことを当初考えてもみたのですが、「歴史的風致」という文言は、文化的景観ということに、営み景観等が総括されているので具体的な表現は避けました。

**(副会長)** はい、わかりました。ここにはみかんの文言は入れずに、もう一度大気環境のところに戻って。それから、みかんに関しては日照阻害のところも関係してくると思うのですが、いかがですか。

**(委員)** 農作物と書いてあるので、ここは問題ないかと思いますが。

**(副会長)** わかりました。それでは、大気環境のところの文言をもう一度読み上げていただいて、委員から御意見いただきたいと思います。

**(事務局)** 読み上げます。「事業実施区域及びその周辺には住居及び教育施設等が存在し、県内のみかんを代表する産地で、県内有数のみかん畑等の農地が広がっていることから、建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用後の自動車の走行に伴い発生する排気ガスや粉じん等については、周辺環境を考慮した上で、調査、予測及び評価を実施すること。」

**(副会長)** いかがでしょうか。「県内みかんを代表する産地」というのは、農業振興課の文言そのままコピペしているわけですがけれども。みかんに関しては2カ所、大気環境と日照阻害のところで触れるということになりましたけれども、その他のところでも指摘する必要がある箇所はありますか。

**(事務局)** 申し訳ありません。日照阻害のところで入れるという部分を聞き落としていました。

**(副会長)** 日照阻害の方はこの文言で結構だというふうになったかと思いますが。いかがですか。

**(委員)** 繰り返しますけど、ここに農作物と書いてあるので、これはこれでいいというふうに先ほど御意見申し上げました。

**(事務局)** ありがとうございます。

**(副会長)** ここは修正なしということで。

それでは、大気環境に関しましては、このように修文をさせていただき、さらに別な視点、落ちている視点、もっと強調すべき視点等ありましたら御指摘いただきたいと思います。

**(委員)** ぶり返して申し訳ないですがけれども、植物のところですか。最後に加わった「保全上重要な湿地性の種について特に留意すること」と書いてあるのですが、何の中で特に留意するかというと、この文章を見ると、影響を回避し具体的な措置を準備書に記載する中で特に留意することと読めてしまうのかなと思うのですが。なので、「特に」という文言を外すか、あるいはトキワマンサクの前にその文章を持って行って、特にトキワマンサクの。つなぎはわからないですけど、湿地性の種については影響を回避しなければならないのかというところが気になりました。

**(副会長)** どうですか。

**(委員)** くっつけたことで説明不足になっている感はありますので、これは何に留意するかと言うと、調査や評価の段階で注意してほしいですね。

**(副会長)** ここは一番考えたいのは、トキワマンサクは絶対ですよという強いアピールをしたいところではあるのですが。

**(委員)** 順番は別として、そもそも何に留意しなければいけない。調査、予測及び評価の実施に当たっては。そうです、そういうことです。ありがとうございます。

**(副会長)** これは最初ですか。後ろかな。

**(事務局)** 御意見を反映すると、このような修正になるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**(副会長)** この部分をトキワマンサクの段落の後ろに持ってくるというのはいかがですか。やはりこの冒頭にあった方がよろしいでしょうか。

**(委員)** トキワマンサクはこのエリアにおいて天然記念物であり、日本の北限群生地であるということからも、絶対に回避してくれというのは大きくて、もうこれは回避をしてくれと言っているのです。そこは大きいので冒頭でよいのではないかと私は思います。で、なお、「調査、予測及び」としてしまった方が、言いたいことが伝わるかなと思いました。

**(副会長)** いかがですか。はい、わかりました。

はい、ありがとうございます。では、この文章で進めさせていただきたいと思います。あと10分ほどありますが、追加の意見等ございましたら。

**(委員)** ここについては今の修正でもいいですし、その前でも意味は通じていたのかなと思ひまして、特の前が今の黒字の文章なのですけれど、「対象種の追加、調査の地点及び時期を検討し」というところに「特に」がかかっているのです。今の黒字のそこと、次の赤い新しい文章の最初は重なり気味かなとも思ひまして、今の修正はしなくてもよかったのかなとも思ひます。

**(副会長)** 「また」どうしますか。「また」は特にいりませんか。「また」入れなくてもいいですね。「特に、留意すること」でいいでしょうかね。

この方がすっきりしますね。はい、ありがとうございます。

**(委員)** 今ちょうどここが出てきたので。公共機関なのか学術機関なのかどちらがいいでしょうか。

**(副会長)** サンプルを渡す先ですか。ここはいかがですか。

**(委員)** 両方欲しいですね。

**(委員)** 公共に限定する必要はない。

**(委員)** 確かに、公共に限定する必要はなくて。何かいい言葉ないですか。要は社会的な機関ということをお願いしたいのですけど、いい言葉ないですか。

**(委員)** しかるべき施設とか。

**(副会長)** 関係機関ね。関係機関という言い方もありますね。

**(委員)** 公共とは何かという問題があるのですけれど。

**(副会長)** 博物館と言ってしまったら駄目ですか。そうすると、「提供し」になりますね。アイデアをいくつも出していただいて、ひとまず時間的な関係で、この部分の修文が御了解いただいたら、今回の答申案の修文作業を終了したいと思いますけれども。

**(事務局)** 「標本化して公共機関等に提供するよう自然史情報の保存に配慮すること」。

**(副会長)** いかがですか。

**(事務局)** 「標本化して公共機関等に提供するなど、自然史情報の保存に配慮すること」。

**(副会長)** さすが行政文書作り慣れている方。この文章になって最初の御指摘の意図から逸れていないか御確認いただけますか。

**(委員)** はい。対象が広がっていいのではないかと思いましたがけれども。

**(副会長)** いかがですか。

**(委員)** 異存ありません。

**(副会長)** 委員からも御意見いただきました、学術機関という。

**(委員)** 研究機関とか思ったのですけれども、よろしいかと思えます。

**(副会長)** ありがとうございます。この部分に関して御意見ありましたらいただきたいと思えます。

はい。なければ、それではこの部分の修文をもって、今回の答申案とさせていただきます。

**(委員)** 今動物が出たのでふと思ったのですけれども、「おそれがある」という言い方にしたんですね。けれどもその真ん中辺は、消失又は縮小する範囲という決定事項みたいな書き方をしてあるのですけれども。これは大丈夫なのでしょうか。こういう可能性があるという。

**(副会長)** 明らかにした上で、となっけていますね。そうですね。「おそれがある」と受けて可能性を言っているわけです。

**(事務局)** おっしゃることはもつともで、縮小すると予測したのであれば、その範囲をきちんと書きなさいという意見でいかがでしょうか。

**(副会長)** 意図がそのまま表現されたかと思います。

それでは、今回御審議いただきました答申案をここまでとさせていただきますと思います。なお、今回御審議いただいた内容につきましては、事務局の方で再度修正して、私と会長で最終調整することだけ御一任いただいでよろしいでしょうか。

どうも長い時間、御審議いただきましてありがとうございます。  
進行を事務局へお返しいたします。

### 3 閉会

**(事務局)** 御審議ありがとうございました。答申における表現等については、事務局が最終的に会長、副会長と調整させていただきます。

次回の審査会開催は、現時点で審査する案件がないため未定でございます。審査会以外の予定としては、富士製紙協同組合焼却施設の事後調査報告書について、環境保全措置の要否を決定し、事業者はその旨の通知を予定しています。引き続き、よろしく願ひいたします。

以上をもちまして、令和6年度第2回静岡県環境影響評価審査会を閉会します。本日は、長時間にわたりありがとうございました。